

許可番号 00851016684

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都足立区関原一丁目14番2号

氏 名 竹下産業 株式会社

代表取締役 竹下 敏史

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の5第1項

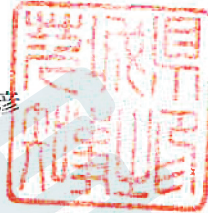
茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日

令和6年11月1日

許可の有効年月日

令和11年10月31日



1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（pH2.0以下のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、鉍さい（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃石綿等、ばいじん（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、燃え殻（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし。

3. 許可の条件  
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

| 許可（届出）年月日 | 変 更 内 容 | 許可（届出）年月日 | 変 更 内 容 |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 令和6年11月1日 | 新規許可    |           |         |
|           | 以 下 余 白 |           |         |
|           |         |           |         |
|           |         |           |         |
|           |         |           |         |

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記 1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

| 廃棄物名<br>有害物質     | 鉍さい | ばいじん | 燃え殻 | 廃油 | 汚泥 | 廃酸 | 廃アルカリ |
|------------------|-----|------|-----|----|----|----|-------|
| 水銀又はその化合物        | ○   | ○    |     |    | ○  | ○  | ○     |
| カドミウム又はその化合物     | ○   | ○    | ○   |    | ○  | ○  | ○     |
| 鉛又はその化合物         | ○   | ○    | ○   |    | ○  | ○  | ○     |
| 有機燐化合物           |     |      |     |    | ○  | ○  | ○     |
| 六価クロム化合物         | ○   | ○    | ○   |    | ○  | ○  | ○     |
| 砒素又はその化合物        | ○   | ○    | ○   |    | ○  | ○  | ○     |
| シアン化合物           |     |      |     |    | ○  | —  | ○     |
| トリクロロエレン         |     |      |     | ○  | ○  | ○  | ○     |
| テトラクロロエレン        |     |      |     | ○  | ○  | ○  | ○     |
| ジクロロメタン          |     |      |     | ○  | ○  | ○  | ○     |
| 四塩化炭素            |     |      |     | ○  | ○  | ○  | ○     |
| 1, 2-ジクロロエタン     |     |      |     | ○  | ○  | ○  | ○     |
| 1, 1-ジクロロエレン     |     |      |     | ○  | ○  | ○  | ○     |
| シス-1, 2-ジクロロエレン  |     |      |     | ○  | ○  | ○  | ○     |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン |     |      |     | ○  | ○  | ○  | ○     |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン |     |      |     | ○  | ○  | ○  | ○     |
| 1, 3-ジクロロプロペン    |     |      |     | ○  | ○  | ○  | ○     |
| チウラム             |     |      |     |    | ○  | ○  | ○     |
| シマジン             |     |      |     |    | ○  | ○  | ○     |
| チオベンカルブ          |     |      |     |    | ○  | ○  | ○     |
| ベンゼン             |     |      |     | ○  | ○  | ○  | ○     |
| セレン又はその化合物       | ○   | ○    | ○   |    | ○  | ○  | ○     |
| 1, 4-ジオキサン       |     | —    |     | ○  | ○  | ○  | ○     |